

農地所有適格法人報告書

自 年 1 月 1 日
至 年 1 2 月 3 1 日

洲本市農業委員会会長 様

令和〇〇年××月△△日提出

法人名 株式会社●●●ファーム
代表者の氏名 代表取締役 洲本太郎
主たる事務所の所在 洲本市●●町1番1号
電話番号 〇〇-△△△△
メールアドレス 〇〇〇〇

農地法第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 法人の概要

経営面積 (ha)	所有農地の有無	有 ・ 無	注: 複数の市町村に経営地がある場合は、すべて合計した面積をご記入ください。また、洲本市以外の市町村名をご記入ください。 例: 淡路市 10,000 m ²
	田	18,400 m ²	
	畑	1,600 m ²	
	採草放牧地	なし	
法人形態	株式会社		

2 農地法第 2 条第 3 項第 1 号関係

(1) 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物 注1	関連事業等の内容 注2	
実績	水稻、キャベツ	農作業受託	造園
翌事業年度の計画	水稻、キャベツ	農作業受託	造園

注1 法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載します。

なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載します。

注2 関連事業等に該当する内容

- ・ 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- ・ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売 ・ 農業生産に出要な資材の製造 ・ 農作業の受託
- ・ 農業と併せ行う林業 ・ 農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

(2) 売上高 注3

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業	
報告対象年度の2年前(実績)	3,000,000円	1,000,000円	注:農業の売上げが過半になっていなければならない。
報告対象年度の1年前(実績)	5,000,000円	1,500,000円	
報告対象年度(実績)	7,000,000円	2,000,000円	
翌事業年度の計画	8,000,000円(見込み)	2,500,000円(見込み)	

注3 法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載します。「1年前」から「2年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の2事業年度分をそれぞれ記載し、「報告対象年度」欄には、直近終了事業年度の実績を記載します。翌年事業年度の計画は見込みを記入します。

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況 (組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し(その有する議決権を記載したもの)を添付してください。)

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社注4等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数 注5		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績 注6	翌事業年度の計画	
洲本太郎	〇〇	日本		80口	貸借権	20,000	270	—	
洲本花子	〇〇	日本		10口			250	—	
洲本次郎	〇〇	日本		10口			270	—	

議決権の数の合計	100
農業関係者の議決権の割合	100%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

注4 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載します。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載します。

注5 その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます)の事業を行う日数の内その者が当該事業に参画・関与している日数を記載します。

注6 「直近実績」欄は一年前の実績を、「見込み」欄は直近に終了した事業年度の内容を記入してください。以下同様とします。

5 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「3 (1) 農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 6 2, 3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。
- 7 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地保有適格法人のみ記載してください(ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は「日本」)を記載するとともに、中長期在留者には在留資格、

特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4の（2）については、4の（1）の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。